

第1章

計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	計画の位置付けと役割・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 計画策定の趣旨

本県では、平成16年3月に第1期熊本県地域福祉支援計画を策定し、「ともに創る『地域共生』くまもと」を目標に掲げ、取組を推進してきました。中でも、身近な場所に誰もが集える居場所「地域の縁がわ」づくりは、地域共生拠点の熊本モデルとして全国から関心が寄せられ、本県独自の地域資源となっています。

しかし、人口減少と少子高齢化の進行に伴い、要介護者等の支援を必要とする人や社会的に孤立する恐れのある人等の割合が増える一方、これまで地域で活動してきた地域福祉の担い手が減少し、住民のつながりが希薄化するなど、地域における支え合いの機能が低下してきています。

また、これまで福祉サービス等の公的支援の基盤づくりが進められてきましたが、近年、複数分野にわたる問題を抱えているケースや、既存の制度では対応しきれない狭間の課題が発生するなど、地域福祉に対するニーズが複雑化・複合化しています。

さらに、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨による被災地では、被災者が生活再建に向けて安心して日常生活を送れるよう、コミュニティの再生や、住まいの再建先での新たなコミュニティ形成を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少による生活困窮や、外出自粛による社会的孤立も深刻な問題となっています。

このような中、国においては「地域共生社会」の実現に向けて、平成29年及び令和2年に社会福祉法が改正されるなど、様々な取組が進められています。

本県においても、第3期熊本県地域福祉支援計画(以下「第3期計画」という。)の計画期間満了に伴い、今後の地域福祉の推進に向けた基本的な方向性を示すとともに、市町村地域福祉計画に基づく市町村の取組をはじめ、様々な主体による取組を支援する県の施策を示すために、「第4期熊本県地域福祉支援計画」(以下「第4期計画」という。)を策定します。

「地域福祉」とは

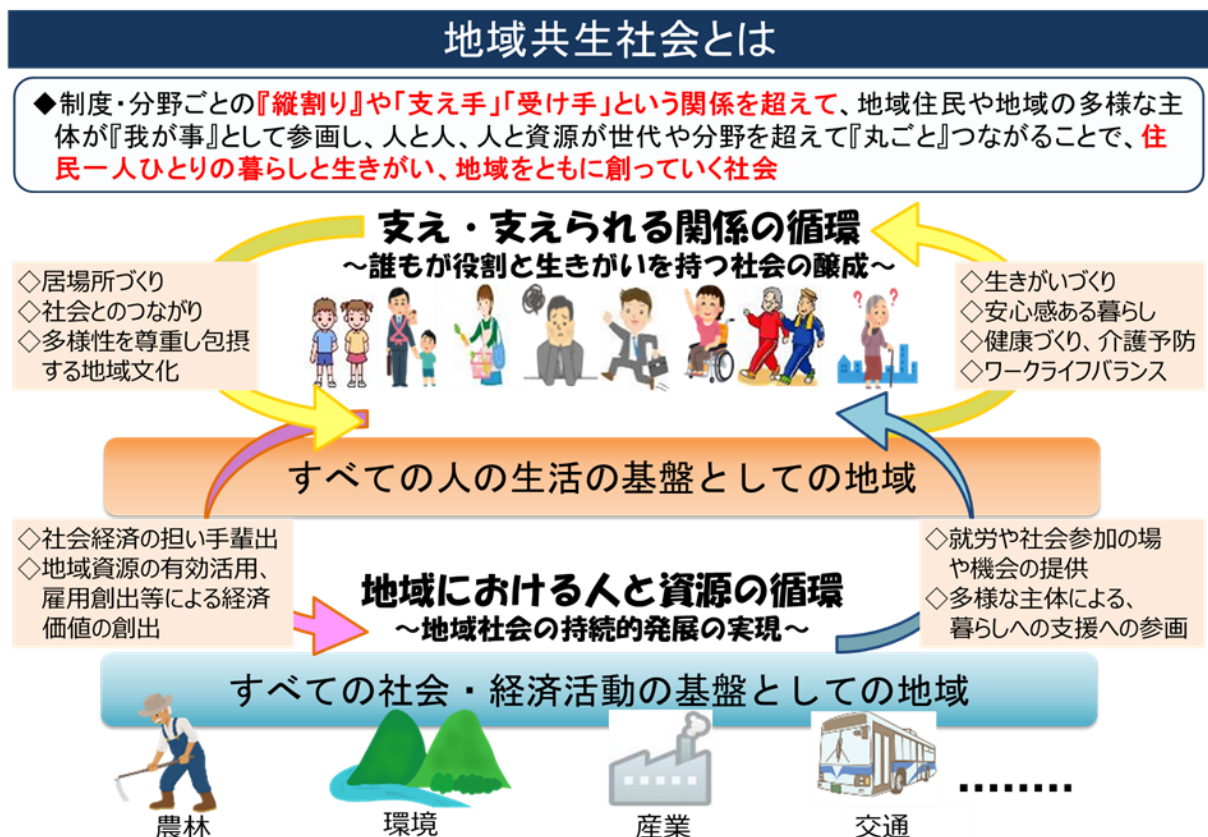
地域住民やボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、行政等が協力して、誰もが、自分らしく、安心して暮らせるようなまちづくり活動を、各々の地域に応じて進めることです。

そのため、市町村では、地域のみんなで考えながら地域に応じた支え合いによる福祉サービスを創出し、県では、市町村の地域福祉の推進を支援しています。

「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

出典：厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「地域共生社会」の実現にむけて（当面の改革工程）（平成29年2月7日）



出典：厚生労働省資料

2 計画の位置付けと役割

この計画は、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として、広域的な観点から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める計画として策定するものです。

また、地域共生社会の実現に向けて、今後めざしていく県全体の地域福祉の姿や方向性、施策を示すものであり、市町村が策定する地域福祉計画のガイドラインとなるものです。

さらに、平成27年に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals(略称 SDGs)）」の達成に資するものです。

本計画と SDGs の関係

平成27年に国連サミットにおいて採択された SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境を巡る広範な課題解決に統合的に取り組むものです。

本計画のめざす姿は、SDGs の考え方と同じ方向性であり、SDGs の達成を視野に入れ、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



《他の福祉関係計画との関係》

この計画は、熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画、熊本県障がい者計画、くまもと子ども・子育てプラン等の各福祉関係計画との調和を図りながら、「横につなぐ」「すきまを埋める」観点から、各分野において共通して取り組む事項を記載したものです。

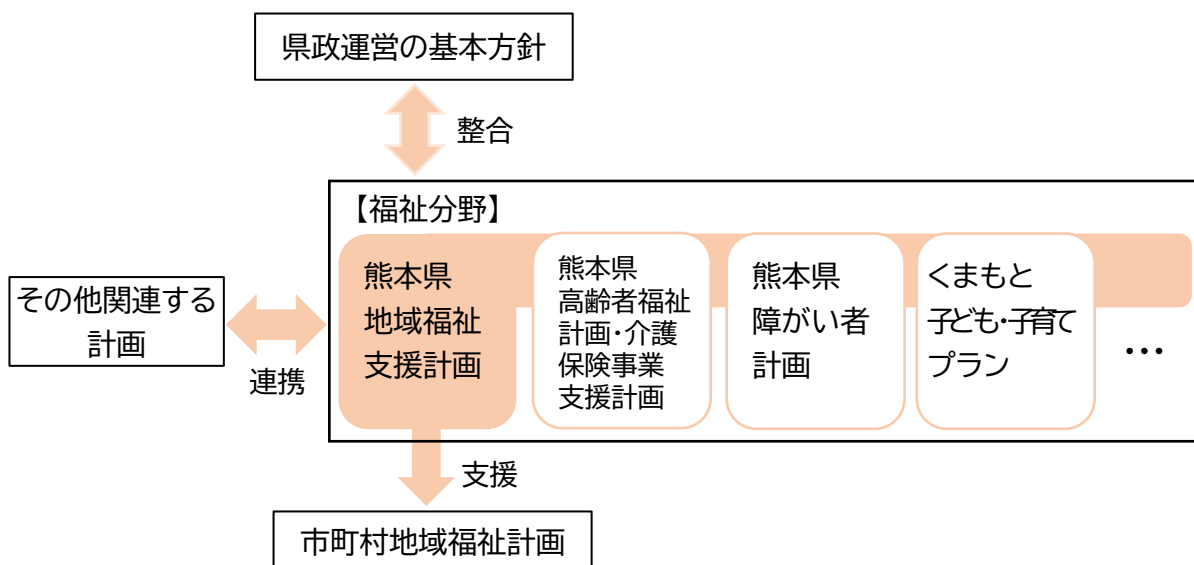
各分野の具体的施策については、個別計画において推進されることを基本とし、本計画には記載しません。

なお、県が既に策定している他の計画において、この計画に盛り込むべき事項が記載されている場合については、重なる部分については、その既定の計画の全部又は一部をもってこの計画の一部とみなすこととします。

また、地域福祉の推進を担う熊本県社会福祉協議会が策定する「熊本県社協総合計画『県社協ビジョン』」との調整を図りながら、本県の地域福祉に関する施策を推進していきます。

なお、平成31年3月に、被災地のコミュニティの再生に係るくまもと型福祉のまちづくり推進指針を策定し、熊本地震の被災地への支援を総合的かつ重点的に推進してきました。第4期計画では、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの復興に向けた地域福祉の推進に係る施策を盛り込み、被災地への支援を進めていくこととしています。このため、当該指針を廃止します。

地域福祉支援計画と各計画との関係のイメージ



3 計画期間

この計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。